

川崎市公告第1320号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 4 項で準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 9 月 1 1 日

川崎市長 福田 紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 7 年度	公園墓地 管理手数料	令和 7 年度分	なし	計 8 8 5 件

(別紙省略)